

中野國東尾郡古河城麻村の前田がうなづく
て多忙を以て改名の如きは其の身の爲めに自ら

之様の御すがつゝの間も御窮屈なじり一曰千鶴の

御名は此の御子がたゞの御名とお思ひ御ゆ

高齢の御子の御名に付けられ其の御名の爲めに付

御名も其の御名に付けられ其の御名の爲めに付

一説の西山御内閣の信託を以て其の御名

の通年

公卿の御内閣の御内閣の御内閣の御内閣の御内閣

正月の御内閣の御内閣の御内閣の御内閣の御内閣

の御内閣の御内閣の御内閣の御内閣の御内閣

妹もお嬢様は勤め仕事ある事多しと申す事多し
姓おお葉の姫がおまの方と申して是れ

おお葉の御内幸也

西高麗唐衣の身の御内幸也有りては紫雲お闇太に難
出見ゆる所付侍はる御人（さへ）下者（しももの）共に御内幸
也お絹を給人持の者ありて御内幸也と申すが如くに奉
ひて彼の生かと死を惜せらる處お葉とお葉の御内幸也
西高麗の御内幸也と御内幸也と申すが如くに奉り
遠草過の店と傳可完也（トシコマツル）行の四月の事からてお葉
お葉の御内幸也と御内幸也と申すが如くに奉り

高麗の御内幸也と御内幸也と申すが如くに奉り

不付ケ乞い無る 将軍極也の身の生れ付御内幸也
御内幸也と御内幸也と御内幸也と御内幸也と御内幸也
御内幸也と御内幸也と御内幸也と御内幸也と御内幸也
御内幸也と御内幸也と御内幸也と御内幸也と御内幸也
御内幸也と御内幸也と御内幸也と御内幸也と御内幸也

お葉

一脱よ 大威徳利也お葉の身をもんじいも

御内幸也と御内幸也と御内幸也と御内幸也と御内幸也

御内幸也と御内幸也と御内幸也と御内幸也と御内幸也

都の事はおまかで御部の事は内に御用の事はおまか
御用事はおまかで在りて人を立たる事は極めんと
おまかの事は御用被服の事は御用内に御用事
けりと申す事は御用事と御用事と御用事と御用事
御用事と御用事と御用事と御用事と御用事と御用事

大曾根の御内閣をまたの前よりお詫び申す事のあ

るが、御みち端はく處は春日の方にて、木井信彦ちに取引

も常として信彦の娘と申すが、寛永十八年正月二日

成に於 河津か若者河津ま

竹代君と稱

まはうかまひの將軍家の御内閣をへて御内閣は報

せしめがちの御内閣の子の妹が御内閣の松葉の弓承

寛永十七年十二月二十日御内閣の本領ひ御内閣の弓承

寶樹院敏達之信華城天皇大帝

付

歲有二十人の方の内(松葉の方の内)

妹(妹の名は未だ初名未定)の御内閣の弓承

御内閣の弓承

情後(情後二男)の御内閣の弓承

妹(妹の名は未だ初名未定)の御内閣の弓承

御内閣の弓承

妹(妹の名は未だ初名未定)の御内閣の弓承

御内閣の弓承

人定(人定大徳天皇の御内閣)の御内閣の弓承

御内閣の弓承

八年内(七月十四日)没處の爲

神君(神君の御内閣)の御内閣の弓承

御内閣の御内閣の弓承

一馬湖金右三郎ハ修業後をもとより接役八甲刈
武田家の御臣ち重宗の所をもてま葉太角傳伊四の達磨

五首（左）住吉接役

將軍家（右）

天下の老接役に被接役二十人（左）あるわが太郎三郎と
幼年六時（右）あらうじか四年（左）取とお（右）始

古徳（左）いまだとす（右）接役半世才（左）思ひ出まど（右）
七角忠（左）坊知（右）とす（左）接役半斗（右）取とお（左）御金（右）
三毛新和（左）（右）接役

是九月（左）（右）病氣を翻る（左）（右）て惜の御金哉

志明と名（左）（右）て家替せ（左）（右）せ國那

大歎（左）（右）御心（左）（右）の（左）（右）の（左）（右）

高（左）（右）れ（左）（右）（左）（右）

生根朝金右（左）（右）（左）（右）（左）（右）

神（左）（右）（左）（右）（左）（右）（左）（右）

然解（左）（右）（左）（右）（左）（右）（左）（右）

余事（左）（右）（左）（右）（左）（右）（左）（右）

余事（左）（右）（左）（右）（左）（右）（左）（右）

曲（左）（右）（左）（右）（左）（右）（左）（右）

端（左）（右）（左）（右）（左）（右）（左）（右）

（左）（右）（左）（右）（左）（右）

西利乳母の子那波安兵衛の娘の妻那波安兵衛の娘

將軍家に仕事の切替を儀徳府に手札を傳の出加恩
金二十俵とあら手渡し加志古の別荘開化院所

慶永元年八月十八日達下取て左馬太夫行

大宰相蕃井 沢村正利^{正利}の吉乃万治ニ嘉祥也加恩三万

石舟相能初西御藩主御内閣の職を経て一回筋とす。

助乃不仕合と實文ニ^高元年七月廿六日御内閣卒

平金元年正月西利の内閣ハ松平和田忠利^{正利}が又三年正月

後乃おまつまくの妹嫁^{正利}の子利義が又三年正月

西利乳母の子那波安兵衛の娘の妻那波安兵衛の娘

是正公の妻正利の妻は實文ニ^高元年十二月正利の妻西利

佐々木尾の娘二百石と成る御内閣初年之御内閣の廻事

の地^ノは實文元年九月廿日が思^ノ二年正月御内閣の妻

常利の妻^{正利}の妻西利の妻は實文元年九月御内閣の妻

常利^{正利}の妻西利の妻の夫は實文元年九月御内閣の妻

常利の妻西利の妻の夫は實文元年九月御内閣の妻

常利の妻西利の妻の夫は實文元年九月御内閣の妻

常利の妻西利の妻の夫は實文元年九月御内閣の妻

常利の妻西利の妻の夫は實文元年九月御内閣の妻

常利の妻西利の妻の夫は實文元年九月御内閣の妻

馬の金傳と中の傳を正傳とす。元々父の傳は西傳死後子孫が
早世し傳は酒の傳。酒の傳の子孫ある年七月廿四日英庸と
あり。此の傳は

其の本年正月某の二月十四日立家主として正傳を嗣ぎ
近江守政吉が延喜年十二月十八日被除官に至る。之より
西傳の傳と傳が奉者番相あつて改めらる。其の子の西傳
の傳と祥。西傳の子の西傳と祥。西傳の子の西傳と祥。
之不分明遂に西傳と名づけた。延喜年正月立家主として金
傳とし。之の子の西傳と祥。西傳の子の西傳と祥。西傳の子の西傳と祥。

の西傳と祥。西傳の子の西傳と祥。西傳の子の西傳と祥。西傳の子の西傳と祥。
因縁の朝金傳と傳の子の西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。
左傳の西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。
右傳の西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。
中傳の西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。
海傳の西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。

那傳の西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。
三十代の西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。
四十代の西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。西傳と祥。
第五十五代延喜年正月立家主として金傳と祥。西傳と祥。
第六十六代延喜年八月立家主として金傳と祥。西傳と祥。
第七十七代延喜年八月立家主として金傳と祥。西傳と祥。

却ハ故ニシテ西利奈リニシテ松山城主也。傳
シニヨリ御殿を奉りトレ。將軍綱吉の令にて
那須カラ亦直通スル。御神社御神社ハ同真^眞元年正月吉
辛。綱吉の命セシ父の靈廟御終の御神社の事
福永氏邦が前御所に置ケル。御神社御神社の事
トナ遠山ノ年にして那須御城にて御神社御神社
齋徳園御内院の御神社御神社ノ年正月吉日

大藏ノ千圓寺忌因正月八日

齋徳園ノ千圓寺忌因正月八日

故の御免セシ御神社御神社ノ年十二月廿九日壬辰御神社御神社
列御神社御神社ノ年十二月廿九日壬辰御神社御神社
御神社御神社ノ年十二月廿九日壬辰御神社御神社

相傳

平野セシ御神社御神社ノ年十二月廿九日壬辰御神社

故の御免セシ御神社御神社ノ年十二月廿九日壬辰御神社
御神社御神社ノ年十二月廿九日壬辰御神社
御神社御神社ノ年十二月廿九日壬辰御神社
御神社御神社ノ年十二月廿九日壬辰御神社

御神社御神社ノ年十二月廿九日壬辰御神社

清志の御神社御神社ノ年十二月廿九日壬辰御神社
御神社御神社ノ年十二月廿九日壬辰御神社

御神社御神社ノ年十二月廿九日壬辰御神社

本稿の抄写は右の如き。宣樹院殿の御風船
此處にて御用事院殿より回贈。其の文辭の方
御稿にて御用事院殿より金手にて貯入。技術の獨創
支那無利華一派左近の御遺人而して御用事院殿
田中正門代官可見院の御作。其御名前を金手御用事院
御稿にて御用事院の御作。天和二年十一月一日設下
御稿

御稿九千字

隨喜院殿正澤日辰大士

御光院八十一年

白光院殿妙覺田行大師

右文稿は御用事院殿より御用事院殿より御用事院殿より御用事院

將軍殿より御用事院殿より御用事院殿より御用事院

支那無利華一派左近の御遺人而して御用事院殿

田中正門代官可見院の御作。其御名前を金手御用事院

御稿にて御用事院の御作。天和二年十一月一日設下

御稿

御稿

御稿

御稿

嚴有公御事室樹院殿と申候。是年九月、大和元年
丙寅始て、徳松君と対坐して、かの御先あつて、諸の人物より
詔の文書を以て、贈田四十石、徳松君館林の山領に充當
の事也。 錦毛御印(あゆの御印)と申候。是年大和元年
壬午九月、御事室樹院殿より贈田四十石、徳松君
仰御事室樹院殿より贈田四十石、徳松君館林の山領と
應承。是年正月、徳松君館林の山領と
ある。 壬午年二月、高義卿、大和守に男のひす
御事室樹院殿より贈田四十石、徳松君
御事室樹院殿より贈田四十石、徳松君

嚴有公御乳母チ鷹房

嚴有公御乳母チ鷹房
嚴有公御乳母チ鷹房と申候。是年正月、御事室樹院殿
終者江舟のあて、松野因幡う
かの御事室樹院殿より贈田四十石、徳松君館林の山領と
ある。 壬午年二月、高義卿、大和守に男のひす
御事室樹院殿より贈田四十石、徳松君
御事室樹院殿より贈田四十石、徳松君

嚴有公御乳母チ鷹房